

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方へ補償金等が支給されます

対象者には請求により、国から補償金などが支給されます。

対象

- ・補償金Ⅱ旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人とその配偶者(死亡している場合はその遺族)
- ・優生手術等一時金Ⅱ旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方
- ・人工妊娠中絶一時金Ⅱ旧優

請求期限 令和12年1月16日
問合せ 東京都旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
☎03-53320-4206
(平日9時～17時)



介護保険料が決まりました

令和7年度住民税情報などに基づき、介護保険料額が決定しました。介護保険料決定通知を7月中旬に送付します。保険料の計算方法、納付方法は、決定

通知に同封の「介護保険料のお知らせ」をご覧ください。

対象 65歳以上
問合せ 高齢介護課高齢介護係
☎03-5211-4224

卵子凍結費用等助成事業が始まりました

加齢などによる妊娠機能の低下を考慮して行う卵子凍結に係る費用と、凍結した卵子を使用した生殖補助医療に係る費用の一部を助成します。

■卵子凍結費用助成

対象 都の卵子凍結に係る費用の助成承認を受けている方で、卵子凍結に係る医療行為を開始した日から申請日までの間、継続して区に住所を有している方

助成額 助成対象の費用から都の助成金額を差し引いた額。上限10万円※1人につき1回のみ



■凍結卵子を使用した生殖補助医療への助成

対象 都の凍結卵子を使用した生殖補助医療に係る費用の助成承認を受けている夫婦で、「1回の生殖補助医療」の開始日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して区に住所を有している方

助成額 助成対象の費用から都の助成金額を差し引いた額。1回の生殖補助医療につき上限10万円※助成回数は都の助成回数に準じる

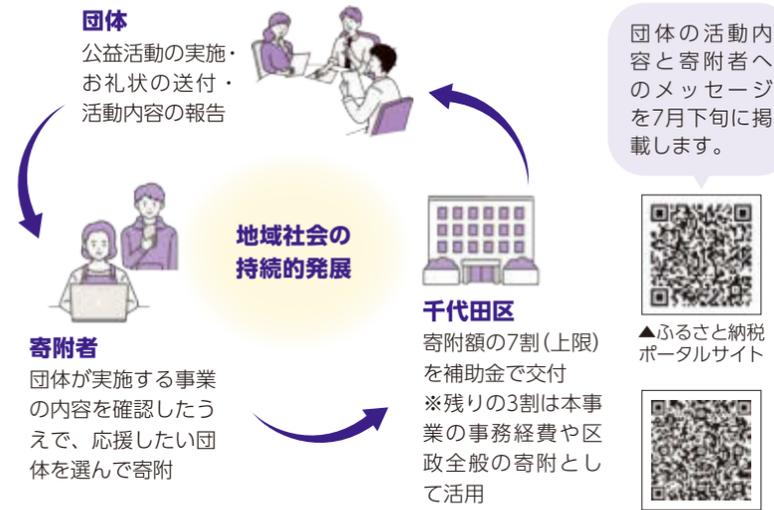


いずれも

申請期間 都の助成決定日から1年以内
問合せ 保健サービス課保健サービス係☎03-6380-8552
その他 申請方法や必要書類などはHPで確認を

あなたの思いが地域の力に! ホームタウンちよだ応援事業

ホームタウンちよだ応援事業は、ふるさと納税制度を活用した団体応援寄附金の制度です。区内の大学や公益法人などが行う事業から応援したいものを選んで寄附をすると、寄附金の一部が指定された団体へ区からの補助金として交付されます。



寄附期間 ~12月19日(金)
対象団体数 45

ポイント

- 区内在住者も、ふるさと納税ポータルサイトで、簡単に寄附ができます。
 - 通常のふるさと納税と同様、税制優遇を受けることができます。寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます(上限あり)。
 - 共感した・応援したい事業を選んで団体に対して寄附ができるため、税金の使い道にご自身の意思を反映させることができます。
- ※補助金は、団体の「事業」に対して交付されます

問合せ 総務課ホームタウンちよだ応援事業担当☎03-3264-0799

2025

7
5

区政インフォメーション

City Information

国民年金保険料免除・猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難で、免除基準対象者の前年の所得が一定基準以下の方は、免除・猶予申請ができます。また、学生の方は学生納付特例制度があります。

免除・猶予申請のメリット

- 老齢基礎年金の受給資格期間へ算入できる
- 障害・遺族基礎年金の受給資格期間へ算入できる
- 免除や猶予を受けた保険料は10年分以内はさかのぼって納付できる(③を除く/承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、経過期間に応じて一定額が当時の保険料に加算)

承認期間 毎年7月(または国民年金加入月)～翌年6月※今年7月以降も引き続き、または新たに免除・猶予を希望する方は、申請手続きを。全額免除や納付猶予(失業や天災などを理由とした場合を除く)の該当者は、継続申請の制度もあり

基準となる月額保険料 令和7年度=1万7,510円、令和6年度=1万6,980円、令和5年度=1万6,520円

問合せ 保険年金課国民年金係☎03-5211-4202、千代田年金事務所☎03-3265-4381

① 保険料免除制度(申請免除)

対象 被保険者、配偶者、世帯主の前年の収入が一定基準以下の方
内容 「全額免除」と、一部の保険料を納める「一部納付(一部免除)※」
※承認を受けた期間は保険料を納めないと全額未納扱い

免除基準対象者 本人、配偶者、世帯主

② 退職(失業)による特例免除

対象 退職(失業)の事実がある方※天災などを理由とする特例免除制度もあり

免除基準対象者 本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)
※退職(失業)された方の前年の所得をゼロとして審査

③ 産前産後期間の免除

対象 国民年金加入者(第1号被保険者)で、出産日が平成31年2月1日以降の方※妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)

④ 保険料納付猶予制度

対象 50歳未満の被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の方
内容 申請した期間の保険料全額の納付を猶予

免除基準対象者 本人、配偶者

⑤ 学生納付特例制度

対象 学生
免除基準対象者 本人

⑥ 法定免除制度

対象 障害基礎年金の受給者や生活扶助を受けている方など
免除基準対象者 本人



国民年金の電子申請が利用できます

マイナポータルを利用した免除・納付猶予申請と学生納付特例申請、国民年金の資格取得(種別変更)の電子申請ができます。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004 (IP電話の方は☎03-6630-2525)、千代田年金事務所☎03-3265-4381



▲日本年金機構のHP